

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年9月20日
【会社名】	株式会社LIXILグループ
【英訳名】	LIXIL Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 瀬戸 欣哉
【本店の所在の場所】	東京都江東区大島二丁目1番1号
【電話番号】	03(3638)9300(代表)
【事務連絡者氏名】	制度連結部長 奥山 孝一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング36階
【電話番号】	03(6268)8808(代表)
【事務連絡者氏名】	制度連結部長 奥山 孝一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 199,911,700円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	94,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成28年9月20日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	94,700株	199,911,700	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	94,700株	199,911,700	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,111	-	100株	平成28年10月6日(木)	-	平成28年10月6日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社LIXILグループ 人事総務部	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング36階

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京中央支店	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
199,911,700	2,000,000	197,911,700

(注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、有価証券届出書等の書類作成諸費用等であります。

#### (2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額197,911,700円の具体的な使途につきましては、払込期日以降のマーケティング等の活動資金に充当する予定であります。なお、支出実行までは当社預金口座にて管理を行います。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

氏名	瀬戸 欣哉
住所	東京都港区
職業の内容	当社取締役 代表執行役社長

#### b 提出者と割当予定先との間の関係(平成28年9月20日現在)

出資関係	当社の普通株式2,400株を保有しております。
人事関係	当社の取締役 代表執行役社長であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

#### c 割当予定先の選定理由

割当予定先である瀬戸欣哉氏は、平成28年6月15日に当社取締役及び当社代表執行役社長兼CEOに就任いたしました。当社報酬委員会は、瀬戸欣哉氏から、代表執行役社長就任にあたり、当社株式を保有し、当社株主の皆様との価値共有を図ることを目的として、向こう1年間の基本報酬に相当する額を当社の株式購入資金に充当する旨の提案を受けました。

当社といたしましては、かかる瀬戸欣哉氏からの提案を踏まえ、瀬戸欣哉氏が当社株式を保有し、当社株主の皆様との価値共有を図ることを通じて、当社株式の株価や当社グループの業績を高めることに対する意欲を向上することが長期的な企業価値向上に資するものと判断したため、瀬戸欣哉氏を割当予定先として選定いたしました。

#### d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 94,700株

#### e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である瀬戸欣哉氏から、本自己株式処分により取得する当社普通株式について、当社株主の皆様との価値共有を図ることを目的として取得するものであるため、長期的に保有する方針である旨を口頭にて確認しております。

なお、当社は、割当予定先である瀬戸欣哉氏から、瀬戸欣哉氏が払込期日から2年以内に本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社

が当該報告内容を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である瀬戸欣哉氏の銀行預金口座の平成28年9月14日現在の残高証明書を受領し、本自己株式処分に係る当社普通株式の払込みに要する資金を上回る現預金を有することを確認するとともに、当該資金が全額自己資金であること及び払込期日において払込みを確実に実行することについて瀬戸欣哉氏から口頭にて確認しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である瀬戸欣哉氏について、平成28年1月に当社代表執行役に就任する際に経歴の確認を行い、また、本自己株式処分により当社普通株式を割り当てるに当たって、瀬戸欣哉氏から反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書の提出を受け、瀬戸欣哉氏が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分の発行価格については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案いたしますと、直近の市場株価は当社普通株式の価値を反映しているものと判断したため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日(平成28年9月16日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である1株当たり2,111円といたしました。

上記発行価格については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、当社の監査委員会は、上記発行価格が特に有利な金額に該当しない旨の適法性に関する意見を表明しております。

なお、上記発行価格は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間(平成28年8月20日から平成28年9月19日まで)の終値の平均値である2,102円(円未満切捨)に対しては0.43%(小数点以下第三位を四捨五入。特段の定めのない限り割合の計算において以下同じ。)のプレミアム、同直前3ヶ月間(平成28年6月20日から平成28年9月19日まで)の終値の平均値である1,926円(円未満切捨)に対しては9.61%のプレミアム、同直前6ヶ月間(平成28年3月20日から平成28年9月19日まで)の終値の平均値である2,022円(円未満切捨)に対しては4.40%のプレミアムとなります。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分に係る株式数は、94,700株(議決権数947個)であり、これは当社の平成28年3月31日現在の発行済株式総数313,054,255株に対して0.03%(平成28年3月31日現在の総議決権個数2,859,973個に対して0.03%)となります。

上記本自己株式処分に係る株式数(94,700株)は、当社代表執行役社長である瀬戸欣哉氏の基本報酬額相当額(年額200,000,000円)を本自己株式処分の払込金額(2,111円)で除した数(単元未満株式は切捨て)の範囲内であって、本自己株式処分に係る処分数量及び株式の希薄化の規模は、本自己株式処分の目的のために必要な限度にとどまっております。

また、本自己株式処分により処分される当社普通株式は、当社代表執行役社長である瀬戸欣哉氏へ割当交付されるものであり、長期的に保有する方針であるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、本自己株式処分の処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	9,154	3.20%	9,154	3.20%
野村信託銀行株式会社（信託口）	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	8,896	3.11%	8,896	3.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	8,381	2.93%	8,381	2.93%
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	7,063	2.47%	7,063	2.47%
LIXIL従業員持株会	東京都江東区大島二丁目1番1号	6,596	2.31%	6,596	2.31%
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	6,561	2.29%	6,561	2.29%
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OMO4 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	6,373	2.23%	6,373	2.23%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	5,798	2.03%	5,798	2.03%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	5,543	1.94%	5,543	1.94%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	5,300	1.85%	5,300	1.85%
計	-	69,669	24.36%	69,669	24.35%

- (注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. はすべて信託業務に係るものであります。
3. 野村信託銀行株式会社（信託口）8,896千株は、潮田洋一郎氏が委託した信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については同氏が指図権を留保しております。
4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、平成28年3月31日現在の総議決権数（2,859,973個）に本自己株式処分により増加する議決権数（947個）を加えた数（2,860,920個）で除して算出した数値であります。
5. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。
6. 上記の他、当社が保有する自己株式は、平成28年3月31日現在において26,046,892株であり、本自己株式処分後は25,952,192株となります。ただし、平成28年4月1日以降の新株予約権の行使による処分、単元未満株式の買取・買増分は含んでおりません。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第74期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)  
平成28年6月22日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第75期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)  
平成28年8月10日 関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年9月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年9月20日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)  
平成28年8月10日 関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年9月20日)までの間において、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年9月20日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社L I X I Lグループ 本店  
(東京都江東区大島二丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

#### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部【特別情報】

##### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。